

国又は地方公共団体の公共用地買収に係る固定資産税及び都市計画税の減免に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国又は地方公共団体が公共事業実施のため、固定資産を取得するに当たり、用地買収の円滑な推進を図ることを目的として、登別市税条例（昭和25年条例第26号）第71条第1項第2号の規定に基づき、当該固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の減免（以下「公共事業実施に係る減免」という。）に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(減免対象範囲)

第2条 公共事業実施に係る減免の対象範囲は、国又は地方公共団体が買収した固定資産とする。

(減免対象基準日)

第3条 公共事業実施等に係る減免対象基準日は、土地、家屋等の引き渡しの有無にかかわらず、契約日をもって減免対象基準日とする。

(減免額の範囲)

第4条 公共事業実施に係る減免額の範囲は、契約日以降に到来する納期において納付すべき税額について次の表に定める区分に応じ減免する。

契約日の属する月	減免額の範囲
1月、2月、3月	次年度全期分
4月、5月	当該年度全期分
6月、7月、8月	当該年度2期分以降
9月、10月	当該年度3期分以降
11月、12月	当該年度4期分以降

2 賦課期日現在において所有権移転登記が未完了の固定資産については、次年度全期分を減免する。

3 全期納付された税額についても、第1項の表に掲げる区分に応じ減免するものとし、減免額相当分については還付するものとする。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の4に規定する還付加算金については適用しないものとする。

(申請手続)

第5条 公共事業実施に係る減免の申請を受けようとする者は、市税減免申請書に次の書類を添付し市長に提出しなければならない。

①契約書の写し

(適用年度)

第6条 本要綱は、平成22年度課税分から適用する。